JAPAN TEACHERS' UNION ―教え子を再び戦場に送るな―

JTU ほっきゅう NO.23

2023.9.27 北九州市教職員組合にゅうす

人事院勧告、出される！①

書記長の赤木です。よろしくお願いします。

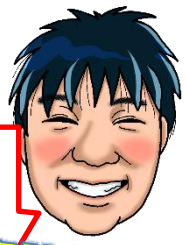

赤木書記長、人事院勧告って何ですか？

人事院勧告とは、国家公務員法第３条第２項に規定された人事院の事務分掌の一つである「給与その他の勤務条件の改善および人事行政の改善に関する勧告」のことを言います。

人事院勧告！

人事院って何ですか？

労働基本権の制約を受けている国家公務員は、交渉によって給与や勤務時間を決めることができません。国家公務員の給与は、民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に、人事院が国会と内閣へ同時に「人事院勧告」を行い、改定されます。ワーク・ライフ・バランスや、働きながらの育児、介護への支援など、国家公務員の働き方を整備するのも人事院の仕事です。

私たち地方公務員もその職務の特殊性から労働基本権（争議権）が制限されるようになりました。「争議権」の代償として人事委員会が設置され、不遇・不満に対する抗議行動ができない代わりに人事委員会が代理で審査・処理を行い、当局に対して勧告（報告）を行っています。

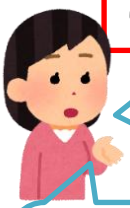

今年の勧告はどうだったのですか？

人事院（川本裕子総裁）は８月７日、国会と内閣に対して、過去５年間の平均と比べ、約 10 倍のベースアップとなる給与勧告と公務員人事管理についての勧告を行いました。今回の給与勧告のポイントです！！

組合は、人事委員会に対して意見は言えるのですか？

①民間給与との格差 3,869 円〔0.96%〕を解消するため、初任給を高卒：約 8%〔12,000 円〕、大卒：約 6%〔11,000 円〕に引き上げる等、棒給表を引き上げ改定
②ボーナスを 0.10 月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分
③テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設〔月額 3,000 円〕

北九州市教組は、北九州市人事委員会に６月２０日「要請書」提出、７月１１日「調査課長意見交換」、７月18日「行政委員会事務局長会見」、７月２７日「人事委員会委員会見」を積み上げてきました。そして、人事院勧告を受け、北九州市人事委員会は９月１５日に「職員の給与等に関する報告」を行い、「①民間給与との格差 3,670 円（0. 93%）を解消するため、給料月額を引き上げ②ボーナスを引き上げ（0.10 月分）、引き上げ分は期末手当及び勤勉手当に反映」が提示されました。

学校現場からの聞き取りの中で、「教員不足の実態」が多くの学校から上がっています。病休者が出たとしても代わりの教職員が配置されることは少なく、多くの学校で教務や教頭などが入れ替わりでそのクラスを“みる”ことになり、落ち着いて学習できなくなる例もあるようです。北九州市教組は人事委員会に対して「教員不足や教職員の長時間労働の厳しい実態」を、できるだけ具体的に強く意見を述べてきました。その結果今年も、北九州市人事委員会勧告（報告）の「むすび」に教職員の長時間労働の改善につながる報告が掲載されました。今回の教職員の長時間労働に関する「報告」はここ数年で一番強い表現になっています。次号で掲載しますので、必ずお読みください。きっと元気が出ますよ！

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802－0072 小倉北区東篠崎３丁目4－1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL (093) 953－0381